

山梨大学教職員組合組合員資格規程

山梨大学教職組としての原則

- 労働組合としての自主的決定
- 「使用者の利益代表者」の実質的決定

法的根拠：

- 労働組合法第二条但し書き第一項

「役員、雇入解雇昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に抵触する監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの」

管理職の範囲(山梨大学教職員組合)：

「役員」

学長、理事、監事、

「雇入解雇昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者」

総務部長、総務部人事課長

(次は組合員資格者とする：学務部長、財務管理部長)

「使用者の労働関係についての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に抵触する監督的地位にある労働者」

総務部人事課長補佐、秘書課長

(次は組合員資格者とする：総務部人事課任用・サービスグループ職員、監査室長、秘書課係長(補佐代理)、係員、財務管理課長、企画課長)

「その他使用者の利益を代表する者」

各学部の学部長、附属病院長、看護部長

以上